

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井手 明彦
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 兼本 宏志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
（注）平成21年秋を目途に本店は下記に移転する予定であります。	
本店の所在の場所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長である井手明彦及び最高財務責任者兼本宏志は、当社の第84期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。